
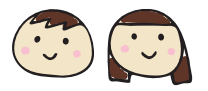


# 10月1日から幼稚園、保育園、認定こども園などの 幼児教育・保育の無償化を実施します



- 無償化の対象となるためには、市の認定※を受ける必要があります。
- 8月1日(木)から9月13日(金)まで、無償化相談窓口を開設します。(本庁9階就園管理課東側会議室)

 <p><b>3～5歳児クラス</b> 保育の必要性の認定事由に該当する子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●共働き家庭</li> <li>●ひとり親で働いている家庭 など</li> </ul>	<p><b>利用</b></p>	<p>幼稚園、保育園、認定こども園</p>	<p><b>無償</b> (幼稚園は月額25,700円まで)</p>
 <p><b>3～5歳児クラス</b> 上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●専業主婦(夫)家庭 など</li> </ul>	<p><b>利用</b></p>	<p>幼稚園、認定こども園</p> <p>※幼稚園、認定こども園(教育利用)は満3歳から無償化の対象</p>	<p><b>無償</b> (月額25,700円まで)</p>

◆0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも無償化の対象。(認可外保育施設などの場合、月額42,000円まで無償)  
◆地域型保育事業、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も無償化の対象。

## ※市の認定について

- ◆認可外保育施設、預かり保育、一時預かり事業等を利用している人のうち、保育の必要性の認定事由に該当する人は、施設等利用給付認定申請書(2、3号)を市へ提出してください。
- ◆今年度、認可保育施設などの利用申し込みをしている人は、あらためて認定を受ける必要はありません(10月1日以降も有効なものに限ります)。
- ◆認定申請書は、市の窓口(就園管理課、各福祉事務所)やご利用中の施設、市のHPから入手できます。
- ◆10月1日から無償化の対象となるためには、9月13日(金)までに認定申請書の提出が必要です。



## 副食費について

- 従来利用料に含まれていた副食費(おかず・おやつ代など)は施設へ直接支払うようになります。
  - ◆認可保育園・認定こども園・地域型保育事業を保育認定(3歳以上児クラス)を受けて利用している場合、今までは副食費が利用料に含まれていましたが、利用料無償化後は、副食費を施設へ直接支払うようになります。
  - ◆認定こども園(教育利用)・幼稚園・認可外保育施設の場合は、従来どおり副食費を施設へ支払います。
- 以下の場合、副食費減免の対象になります。
  - ◆認可保育園・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園を利用している年収360万円未満相当世帯の子どもおよび第3子以降の子ども(第3子の考え方は世帯により異なります)については、副食費減免対象者となります。
  - ◆減免の方法などは、各施設によって異なる場合があります。

無償化コールセンター(8月1日開設) ☎086-226-0202

問 認定について 就園管理課 ☎086-803-1432  
副食費について(私立) 保育・幼児教育課 ☎086-803-1228  
副食費について(公立) 幼保運営課 ☎086-803-1225